

# 市営住宅など入居者募集

### 被災者だけの優先住宅の申込は今年度限りです

市は、普通市営住宅・改良住宅・県公社住宅(市管)で配布します。

理分)などの入居者を募集します。今回は阪神・淡路大震災被災者向けを含む一般住宅で、計30戸の募集となります。被災者だけの優先住宅の申込は今年度限りです。詳細は1月28日から配布する申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市都市整備公社入居管理課(市役所南館1階)0798・35・3718へ。

《申込案内書の配布》  
申込案内書は、1月28日から2月26日までの執務時間中に、同課、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、若竹生活文化会館で配布します。

《申込方法》  
申込案内書に添付していただく申込書で同課へ郵送を2月26日までの消印があり、2月28日到着分まで有効です。  
申込は1世帯1通のみ(重複申込はすべて無効)。  
《入居予定者の決定》  
3月11日午後2時から市役所本庁舎813会議室で公開抽選

## 募集住宅の概要

住宅の種類	所在地(団地名)	戸数・間取り
普通市営住宅	老松町2号棟、上ヶ原四番町、(19号棟を除く)神原4号棟など	計23戸 (2K~3DK) 被災者向け5戸
改良住宅	森下町23号棟、津田町10号棟	計2戸 (2K)
県公社住宅(市管理分)特別賃貸住宅	田近野町1号棟、城ヶ堀町2号棟	計5戸 (2K~3DK)

## 空き店舗の募集

市は、次のとおり空き店舗を募集します。募集戸数は5戸。問合せは同課(0798・35・3718)へ。

【申込資格のある人】平成15年1月28日現在、市内に住居登録か外国人登録している人  
【申込】1月28日~2月7日の執務時間中に申込書と同課へ持参を(郵送不可)。業種など申込に制限あり  
【申込案内書の配布】申込期間中に同課で

# 最寄りの相談会場 ご利用ください

まもなく確定申告の期間です

西宮税務署は、平成14年分確定申告の相談会場を設けます(左表参照)。近畿税理士会西宮支部の税理士が申告書の作成方法などについてアドバイスします。相談料無料。

相談会場	開設期間
J A兵庫六甲西宮支店(江上町)	2月3日~27日
アピアホール(阪急逆瀬川駅前)	2月3日~3月11日
塩瀬公民館	2月25・26日
山口公民館	2月27・28日
西宮商工会館別館(櫛塚町)	3月3日~12日

土・日曜、祝日は休み  
受付時間は午前9時~11時と午後1時~3時半

税理士による譲渡所得の相談所が、プレラにのみ

## 税理士による譲渡所得の相談所

問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。相談会場には駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

# 震災による代替家屋 固定資産税などを軽減

市は、阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の代わりに取

得した家屋(代替家屋)の固定資産税と都市計画税を次のとおり軽減します。該当する人は資産税課(0798・35・3226)へ申告してください。代替家屋は、平成7年1月17日から17年3月31日までに取得したものに限りです。なお、市の新築家屋調査の際に、すでに申告書を出している人は、再度の手続きは不要です。

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分

## 要介護認定高齢者など おむつ代の医療費 控除について

介護保険制度の要支援・要介護に認定された高齢者

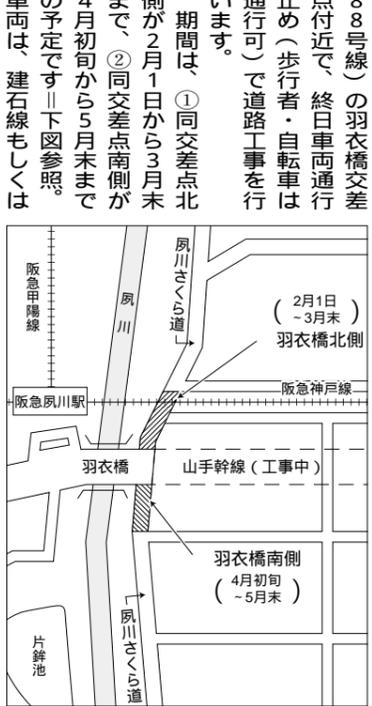
や4階に開設されます。相談料無料。ただし、確定申告書などの作成はしませんのでご了承ください。問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

【日程】2月3日~7日の午前9時半~午後3時半  
【対象】平成14年中に土地や建物を売却した人など

## 夙川さくら道

# 車両通行止めのお知らせ

市は2月1日から、夙川さくら道(市道西第188号線)の羽衣橋交差点付近で、終日車両通行止め(歩行者・自転車は通行可)で道路工事を行います。



期間は①同交差点北側が2月1日から3月末まで、②同交差点南側が4月初旬から5月末までの予定です(下図参照)。車両は、建石線もしくは

工事中、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、関連工事との調整により、期間を変更する場合があります。問合せは道路建設課(0798・35・3360)へ。

## 所得税・市県民税 高齢者の障害者 控除について

昭和13年1月1日以前に生まれた人で、平成14年12月31日現在、介護保険の要

ななどのおむつ代について、所得税・市県民税の医療費控除を受けるのが初めての降の場合、主治医意見書の記載事項(寝たきり度や尿失禁の有無など)により、従来どおり医師が発行した「おむつ使用証明書」が必ず必要です。詳しくは介護認定課(0798・35・3342)へ問合せを。

【申請】必要なもの(介護保険被保険者証と印鑑)の申請により、市は、審査のうえ「障害者控除対象者認定書」を交付(後日郵送)します。今回交付する同認定書のうち、交付日が確定申告書の提出期限内のものが、平成14年分障害者控除から適用されます。

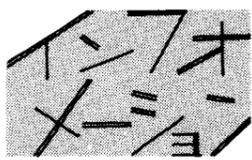
【申請】必要なもの(介護保険被保険者証と印鑑)の申請受付期間【1月27日~3月17日(土・日曜、祝日を除く)の執務時間中】【申請・問合せ先】長寿福祉課(市役所本庁舎3階)0798・35・3229

## 災害援護資金貸付金 休日・夜間償還相談を ご利用ください

市は、災害援護資金貸付金の融資を受けている人で事情によりまだ償還していない人や、勤務などの関係で平日の窓口相談が困難な人を対象に、休日・夜間償還相談を行います。会場は災害援護管理室(JR西ノ宮駅南側フレンテ西館3階)です。

貸付金の償還方法については、少額償還制度もありませんのでご利用ください。昨年11月末現在で同貸付金の償還済金額は約118億9314万円で、償還率は58・43%です。また、全額繰上償還件数は3770件です。問合せは同室(0798・35・2190)へ。

【夜間償還相談】2月3日に執務時間を午後8時半まで延長  
【休日償還相談】2月15日・23日の午前9時~午後5時



官公署から

## 阪神モノづくりリーディングカンパニー

「阪神モノづくりリーディングカンパニー100実行委員会」は、阪神地域の世界的な技術力を有するな

## その他

### 住宅金融公庫の災害復興住宅融資

阪神・淡路大震災で住宅を被災した人で、住宅金融公庫の災害復興住宅融資の利用を考えている人は、必ず平成15年3月末までに「災害復興住宅に関する認定書」の発行申請を被災地の公共団体に行ってください。同認定書の判定結果が「適格」となった人に限り、18年3月末まで同融資の申込が可能です。

同認定書の申込は市役所市街地建築課(0798・35・3783)へ、同融資についての問合せは同公庫大阪支店(06・6281・9268)へ。